

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

南知多居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定事業所番号 2375700172)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 苦情の受付について.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 南知多
- (2) 法人所在地 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中平井 14 番地 1
- (3) 電話番号 0569-65-2965
- (4) 代表者氏名 理事長 田中 毅
- (5) 設立年月 平成 7 年 6 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 運営方針
 - ・事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
 - ・事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - ・利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - ・関係市町村、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者介護保険施設等との連携に努めます。
- (4) 名称 南知多居宅介護支援事業所
- (5) 事業所の所在地 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字中平井 14 番地 1
- (6) 電話番号 0569-65-3011（夜間 65-2965）
- (7) 管理者 氏名 山本 頼子
- (8) 当事業所の運営方針 利用者・家族の意向を活かした介護計画を作成します。
- (9) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 南知多町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日は休み） なお、12 月 29 日から 1 月 3 日の間でも緊急対応いたします。	
受付時間	毎日	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	毎日	8 時 30 分～17 時 30 分
緊急時対応	毎日	24 時間体制にて必要に応じ対応いたします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者（主任介護支援専門員）	1 名		1 名	管理業務、介護計画作成
2. 主任介護支援専門員	0 名		0 名	介護計画作成
3. 介護支援専門員	2 名		2 名	介護計画作成

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

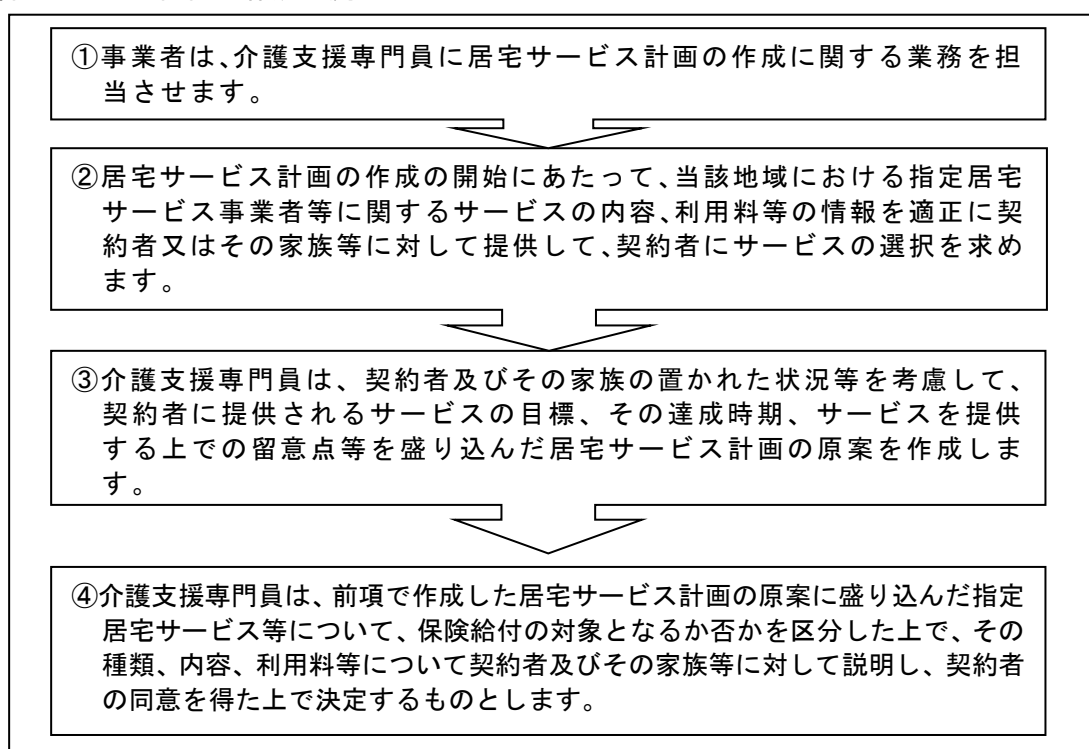
(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞ （別添 1 参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別添 1 のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

※別添 1 利用料金表

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 電話 0569-65-3011

施設長 森本 和範

管理者 山本 頼子

○受付時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南知多町役場 介護保険担当課	電話番号 0569-65-0711 受付時間 8:30～17:30 ※土日祝休み
美浜町役場 介護保険担当課	電話番号 0569-82-1111 受付時間 8:30～17:30 ※土日祝日休み
国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

南知多居宅介護支援事業所

説明者 職名

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 南知多町大字

氏 名

㊞

※利用者が記入できない場合は、記入をした方の住所・氏名を次に記入してください。

署名代行者 住所

氏名

㊞

利用者との関係（ ）